

原発なくそう! 九州玄海訴訟 NEWS

発行元

「原発なくそう! 九州玄海訴訟」

原告団・弁護団

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階

佐賀中央法律事務所 気付 TEL0952-25-3121/FAX0952-25-3123

2016.June

Vol.17

現在の原告数
10168人
(4/21現在)



第17回 口頭弁論を終えて

原発なくそう! 九州玄海訴訟弁護団共同代表 板井 優

今年2月16日に沖縄・辺野古新基地建設現場に行ってきました。熊本の御所浦島からも新基地の埋め立て用に土砂を持っていく計画があるからです。幸い、ある業者は「そんな話は聞いていない。要請があれば断る」と言ってくれました。沖縄では「新基地を作らせず、跡地にはホテルを建てて東南アジアから観光客を連れてくるのだ」と言っています。まさに、基地経済の限界です。安倍政権もついに話し合いに応じざるを得ませんでした。

今、私たちは、原発によらない発電政策をこの国で展開させようとして、玄海原発差し止め訴訟で一万人原告を作り上げ、世論を大きく広げてきました。



▲崎山比早子さんと佐賀地裁までアピールウォーク(5月20日)

今年2月6日の一万人達成記念集会、4月23日の公害被害者総行動佐賀集会ではいずれも原発によらない発電政策を求める経済人の講演を実現しました。原発によらない電気を共に使っていきましょう。

誰でも、戦争や原発被害は嫌です。戦争や原発によらない国づくりをしていく道はたとえ険しくても、あきらめないで闘っていけば必ず実現できます。最後まで闘っていきましょう。

17回
口頭弁論

東島弁護士の ココがポイント!

1 原告側から地震・津波以外の玄海原発の危険性として、火山(阿蘇)の巨大噴火を指摘する準備書面を提出しました。阿蘇山は約26万6千年前、約13万年前、9万年前に複数回巨大噴火を起こし、このうち9万年前に発生した噴火では佐賀県のほぼ全域を火碎流が覆い尽くしました。そのような噴火がいつ起きてもおかしくなく、かつ、最新の科学でも数週間から数か月よりも前には予測できません。それでは住民が逃げることはできても原発の核燃料を運び出すことは不可能であり、放射能の大量放出は防げません。

2 また、原告側では高浜原発運転禁止仮処分命令を出した大津地裁決定(16年3月9日)が正当であるとの準備書面を提出しました。同決定は、①福島第1原発事故の過酷な

災禍を直視し、電力会社はそれを踏まえた安全策の強化の説明・明証をする必要があるが、それが足りていないこと、②避難計画についても不合理がないかを電力会社が説明・証明する必要を指摘しています。

3 さらに、原告側では、人口動態統計から、玄海原発周辺地域での白血病死亡率が、原発が稼働して以降、原発に近いほど高くなり、しかも、稼働年数を経るほどその死亡率の差が大きくなっていくことを主張しました。

4 九州電力は、原告側の地震動策定の不合理性の主張に対する反論の準備書面を提出しました(5ページ参照)。過去10年間に原発敷地での基準地震動を超過する地震動が5例もあることは策定基準の不合理性を推定するのに十分なものですが、九電は「地域特性」の問題だと言い訳をしています。

目次

口頭弁論を終えて、ココがポイント	1	団長コラム	6
意見陳述 崎山比早子さん	2	原告団交流ひろば	7
九電準備書面12の要約	5	傍聴記、今後の日程、お願い	8

意見陳述

原告 崎山 比早子さん(元国会事故調委員)



1 はじめに

私は放射線医学総合研究所で放射線による培養細胞のがん化やがん細胞の浸潤、転移のメカニズムなどを研究していました。定年退職してからは低線量放射線被ばくが健康に及ぼす影響を市民にわかりやすく説明する活動に力を注いきました。私は、東京電力福島第一原子力発電所事故後に、所謂「国会事故調」の委員に任命され、事故原因と被害の実態について調査することになりました。今日は、国会事故調査で浮かび上がった問題点をご紹介します。それは、この調査を通じて得た福島原発事故の教訓が、事故後新しく発足した原子力規制委員会の下での原子力政策、事故処理にほとんど生かされず、再稼働が進められている現状に大きな危惧をもっているからです。

2 福島第一原発の事故

国会に事故調査委員会が設置されたのは2011年12月でした。この調査委員会は国政調査権という強力な調査権限をバックにして、電力会社や政府という事故の当事者や関係者から独立した調査を行うことが使命でした。国会事故調が出した結論は、「事故は終わっていない」、「この事故は人災である」ということです。報告書は「事故の根源的な原因は東北地震が発生した3月11日以前に求められる。3.11時点において福島第一原発は、地震にも津波にも耐えられる保障がない脆弱な状態であったと推定される。」と述べています。それは、東京電力、規制当局である原子力安全委員会、原子力安全保安院、そして経済産業省が、地震・津波による過酷事故への対策や大量の放射能漏れがあったときの住民の保護など、当然準備すべきことをしていなかったことが明らかになったから

です。

3 事故の直接的原因と 東電の調査妨害について

東電や政府が主宰した事故調査委員会(いわゆる政府事故調)は、事故の直接的原因を津波としていますが、国会事故調は津波を主な原因として限定すべきではないとしました。特に1号炉では地震による配管の破断によって冷却剤が噴出し、炉心溶融に至った可能性は否定できません。この事実を確かめるためには現場検証が必要で、調査委員会は東電の合意を得てその準備を進めていました。しかし、東電は、調査の数日前になって「1号炉建屋内は建屋にカバーをつけたため真っ暗である」「建物内部での案内はしない」と申し入れてきました。委員会は線量の高い建屋内で、案内もなく長時間過ごすことは危険と考え、やむなく現場検証をあきらめました。しかし、事故調報告書が出た後、建屋内が真っ暗闇であるという説明が嘘だったことが判明し、東電の悪質な調査妨害が明らかになりました。

福島第一原発の1号から3号炉の設置許可申請が出されたのは1960年代前半であり、原発の耐震性は著しく低いものでした。新しい耐震基準に適合させるためには多数の耐震補強工事をしなければならないことを東電も保安院等規制当局側も把握していました。しかし、これを行うためには原子炉を長期間停止しなければなりません。

東電にとって、自然災害に由来するリスクは、過酷事故が起きて周辺住民の健康に影響を与えることではなく、対策を講じるために原子炉を長期間停止することや訴訟上不利になると捉えていました。東電は、その経営上のリスクを避

けるために、規制当局に働きかけ、事故対策を先延ばしにしていました。規制する側も、その対応の遅れを認識していながら黙認していたため、福島第一原発は脆弱性を抱えたまま3.11を迎えることになったのです。

4 津波による災害

原発の敷地の高さを超える津波が来れば、全交流電源が喪失し、海水ポンプの機能も失われ、炉心損傷に至る危険性があるという認識は、東電と保安院の間で事故前から共有されていました。しかし、東電はそれを無視し、一方保安院も適切な管理監督を怠っていたのです。それは東電が原発の稼働率を低下させないために、規制当局に対し積極的な働きかけを行った結果でした。そこには規制する側が規制される側の言いなりになってしまい、いわゆる「規制の虜」の構造がありました。従って東電と保安院にとって今回の事故は決して「想定外」とは言えず、対策の不備について責任を逃れることはできません。

5 放射線が健康に及ぼす影響について

電気事業連合会、いわゆる電事連の内部資料には、電事連が規制当局や放射線専門家に働きかけて放射線の防護基準を緩めようとロビー活動をしていた記録が残されています。電事連は国際放射線防護委員会(ICRP)にも精力的に働きかけを行い、委員の国際会議出席旅費、宿泊費を長年にわたって負担してきました。原発を所有している国の多くはICRPの勧告を参考にして国内の規制基準を決めていますので、ICRP勧告の規制基準が緩くなれば電力会社にとっても大きな利益になります。電事連の内部資料には「ICRPの2007年勧告等に対する電力の主張が全て反映された」という記載があり、電事連の働きかけが成功した様子がうかがえます。

また、電事連は、放射線影響の研究についても電力会社の不利益にならないよう監視の目を光らせしていました。東電元副社長の武藤氏は、会合

で「悪い研究者に乗っ取られて悪い方向に向かわないように、研究の動向を監視しておくこと」と述べています。日本にはICRP委員が8人おり、彼らは研究面や教育界で主導的な地位を占めています。彼らが電事連の影響下にあることは、政策決定にも大きく影響し、年間20ミリシーベルト以下ならば健康影響は検出が困難として避難区域の解除にお墨付きを与えています。

6 原子力防災体制について

原子力発電所の過酷事故で最も恐れるべきは原子炉から放出される放射性物質の拡散です。放射性物質は一度に大量に浴びると人を死に至らせるため「死の灰」と言われます。目にも見えず、臭いもせず五感で感じられない死の灰は一旦原子炉から外に出てしまうと人間のコントロールは及びません。死の灰は風向きに従って、放射能雲(ブルーム)として流れ、その下にいる人を被ばくさせ、あらゆるものに付着し汚染します。ブルームが通り過ぎた地域は、福島や Chernobyl の避難区域のように長期間人が住むことができなくなります。

原子力発電を推進する機関である国際原子力機関IAEAは、日本政府に対し、原発事故が過酷事故に発展しないよう、また、過酷事故が起きてしまった場合には住民を被ばくから防護するための国際基準の考え方を日本の国内法に取り入れるよう勧告していました。しかし、保安院は「日本では原発事故は起こらないことになっている。国際基準を導入すると、住民の不安を募らせる」と考え、更にその当時推し進めていたブルサーマル計画の妨げになることを懸念して国際基準の導入に強く反対し、勧告は無視されました。そのため、国の原子力防災訓練では、過酷事故や複合災害は想定されていませんでした。

また、政府は、原発事故時の住民の防護対策のために緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)等を整備してきました。原発事故が起きた際、これらを使って放射性物質の拡

散予測を行い、住民の避難に役立てるはずでした。しかし、福島第一原発事故の後、予測が発表されたのは事故から10日以上経った3月23日で、多くの住民がブルームの流れた方向に避難したことが後になって明らかになりました。政府事故調の報告によると文科省も安全委員会も保安院もSPEEDIの予測結果を住民に知らせる発想すらなかったということです。この結果が発表されれば風下に避難して被ばくすることは避けられたと考えられます。

さらに、原発事故が起きた場合、防災対策の中心になって指揮を執るべきオフサイトセンターは、避難区域に入ってしまっていたため機能不全に陥っていました。保安院職員は住民を残してさっさと退避してしまい、ヨウ素剤の服用指示も行われませんでした。被ばく者が出了場合に、除染や治療をするはずであった緊急被ばく医療機関も避難区域に入ってしまったため、病院関係者や患者は避難しなければならず、過酷な条件下での避難によって60名の入院患者が亡くなりました。

7 原子力規制委員会とこれからの政策

以上述べましたように、東電は何度も地震・津波のリスクに警鐘が鳴らされ、対応する機会があったにもかかわらず、「発生の可能性が科学的に証明されていない」などと言い訳して対策を先延ばしていました。これは、現在の原子力規制委員会にも共通しています。

川内原発では、多数の市民の稼働停止要請があるだけでなく、地震学者や火山学者が「地震や火山の噴火は科学的に予知不可能」という意見を出しているにもかかわらず、規制委員会は「科学的根拠がないから止める必要はない」と言います。さらに、九電は、経済的な理由で川内と玄海の免震重要棟の建設を白紙撤回しました。免震重要棟は東電前社長の清水氏が「もししあれがなかつたらと思ひますとゾッとするくらいのことでござります」と明言したほど事故対策に必須なものです。その建設を撤回しても規制委員会は川内原発の運転

停止命令を出そうとしません。電力会社も規制委員会も旧態依然として経済や自己の組織の利益を優先させ、稼働停止につながる対策を回避、先延ばしする言い訳に科学を持ち出し、人権や人の健康をないがしろにしています。これは福島原発事故をもたらした原因そのものですが、事故後も全く改善されていません。

玄海原発3、4号機に溜まっている使用済み燃料、いわゆる死の灰は、広島型原爆4万発分位になります。死の灰の処分方法では世界で唯一フィンランドが地下500mの安定な地層に埋めることを決め、作業が開始されました。フィンランドの原発4基に対し、日本は54基です。約2万トンの死の灰が溜まっています。日本に数十万年に及んで安定した地層があるのでしょうか。

今年の4月14日から揺れ始めた熊本での地震は、規模を変えながら九州を横断し、いつ収まるのか誰も予測できません。道路は寸断され斜面の崩落は至る所で起きています。今や大地動乱の時代とも言われる日本列島、いつどこでどのような地震や火山の噴火が起きるかわからない状況です。このような状況での原発の稼働は論外です。すでに溜まっている危険きわまりない死の灰を環境に漏れ出さないよう安全に保管する対策を講ずるべきだと考えます。

事故原因の解明も十分ではなく、事故現場の收拾も見通せないなか、未だに福島県内からだけでも11万人以上が避難を余儀なくされています。汚染された地域から多大の犠牲を払って避難している事故の被害者家族に対し、この事故の責任をとるべき政府や東電が賠償金の打ち切りや避難解除を決める立場を堅持しているという全く倒錯した現実があります。この状況は一日も早く改められるべきです。

当裁判所におかれましては福島原発事故の教訓を生かし、佐賀県住民のみならず、日本国民ひいては地球上に生きる命を守るために、正当な判断をしてくださることを切望するものです。

九電12の要約

1 はじめに

原告は準備書面26、27で、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せずに策定する地震動」について、それぞれ基準地震動の策定手法に根本的な欠陥があり、玄海原発でも基準地震動を超過する地震動が発生する可能性があると主張している。

九電準備書面12は、その原告主張に反論するものである。

2 「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」について

(1) 原告は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」について、過去に発生した地震・地震動の知見の平均像を求めるものに過ぎないと、新規制基準の制定過程では平均像にもとづいて基準地震動を策定することの検討が全く行われていないと主張する。

(2) しかし、被告九電が玄海原発に関して定めた基準地震動は、「過去に発生した地震・地震動の知見の平均像」そのものではない。正しくは、「過去に発生した地震・地震動の知見の平均像」を基に、詳細な調査・分析によって得られた地域的な特性を考慮し、さらに、それでも把握できないことを不確かさとして考慮して策定したものである。

(3) 被告九電は「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の基準地震動策定にあたっては、2つの評価手法を用いて適切な評価を実施している。具体的には、玄海原発への影響が最も大きいと選定した2つの検討用地震(城山南断層、竹木場断層による地震)の震源モデルの設定において、詳細な調査で把握した地域的な特性を踏まえて十分安全側に設定している。さらに、分析によっても十分に把握できないものは不確かさとして考慮している。

玄海原発の基準地震動は十分な余裕が確保されており、その策定手法には何ら「欠陥」はない。

3 基準地震動超過地震について

- (1) 原告は、過去10年間に、各地の基準地震動を超過する事例が5件発生したことをもって、基準地震動は過小評価であると主張している。
- (2) しかし、基準地震動超過地震の5事例は、いずれも当該地点固有の地域的な特性による影響が要因となって基準地震動の超過が生じたものであり、過去に発生した地震・地震動の知見の平均像を基に基準地震動を策定すること自体に問題があるわけではない。また、5事例のうち3事例は、旧指針に基づく基準地震動を超過した事例に過ぎないので、2006年改訂後の耐震設計審査指針に基づく基準地震動の信頼性を否定する根拠にはならない。そして、現在の地震動評価手法では、地域的な特性を考慮することが可能となっている。
- (3) 被告九電が策定した基準地震動は十分な余裕を含んでいるので、それを超過する地震動が発生する可能性は極めて低い。超過するとしても、10万年に1回の確率である。
- (4) 以上のとおり基準地震動超過地震の5事例は、基準地震動の策定手法に問題があることを示すものではない。

4 「震源を特定せずに策定する地震動」について

- (1) 原告は、「震源を特定せずに策定する地震動」の策定について、その策定の前提となる観測記録の数がわずか16地震しかなくデータ不足であること、しかもその少ないデータにさらに絞りをかけて基準地震動を策定していること、被告九電は観測点での地震動自体をそのまま「震源を特定せずに策定する地震動」とし、他の地点でさらに大きな地震動が発生していた可能性を考慮していないから、基準地震動の策定手法に欠陥があると主張している。
- (2) そもそも「震源を特定せずに策定する地震動」は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」の評価精度が著しく高度化した中で、さらに念を入れて耐震設計を行うという観点から策定するも

のである。

(3) 被告九電は、原子力規制委員会の有識者を交えた公開の議論によって選定された16地震を検討し、さらに玄海原発の地域特性等を踏まえて「震源を特定せず策定する地震動」として考慮した。

16地震のうち、Mw6.5以上の2地震について、その発生した地震の震源域周辺と玄海原発敷地周辺との地質・地質構造等を比較・検討した結果、共通性のある2000年鳥取県西部地震を「震源を特定せず策定する地震動」の検討対象地震として選定した。

16地震のうちMw6.5未満の14地震については、まず、地盤が著しく軟らかい観測点を除外した上で、次に玄海原発に影響を与える可能性のある地震観測記録として5地震5観測点の記録を抽出した。この中から、精度の高い地盤情報が得られている2004年北海道留萌支庁南部地震の観測記録を選定した。

以上のとおり、データの絞り込みには合理的な理由がある。

(4) 原告主張の『被告九電は観測点での地震動 자체そのまま「震源を特定せず策定する地震動」とし、他の地点でさらに大きな地震動が発生していた可能性を考慮していないから、基準地震動の策定手法に欠陥がある』は、仮想的な最大地震動を考慮することと独自に解釈したものであり、誤りである。

原子力規制委員会が定めた審査ガイドには、「単に仮想的なMw6.5の地震動を評価することを求めているわけではありません。」と明記されている。

5 結論

以上のとおり、被告九電の基準地震動の策定手法は科学的な合理性を有する妥当なものであり、欠陥はない。基準地震動を超過する地震動が玄海原発で発生する可能性は極めて低い。

長谷川照の団長コラム

拝啓 九州電力および原子力規制委員会 殿

なぜ川内原発を停止しなかったのですか？

熊本・大分地震から約1カ月後の5月13日、政府の地震調査委員会の平田直委員長は、従来の「本震—余震型の予測手法」を見直すことを明らかにした。九州全土を揺るがした九州を南西から北東に横断する直下型震源の連鎖は「想定外」そのものであった。

「何故原発を停止しないのか？」稼働中の川内原発を心配する多くの住民の問い合わせ5,000件に対して九州電力は対応しなかったという。原発では、原子炉やポンプ等無数の機器・配管が設置されており、これらは建物とは別の固有周期を有している(固有の最大基準地震動)。直ちに停止しすべての機器・配管を点検することは危険性を熟知している技術者の住民への責務であり自らの務めではないか。同様に、規制委員会は熊本・大分地震の原発への影響を精査しその結果を操業基準の改良に役立てることを政府ではなく国民から委託されているのではないか。予想を超える地震を経験してもまだ重大事故時の拠点施設を免震重要棟ではなく耐震構造施設に変更する九電の主張、これに唯唯諾諾と盲従する規制委員会、国民の信頼を失った原子力発電事業に未来はない。

九州電力と原子力規制委員会は許せない！

ここ数年の資源安による収益減を受けて電力事業に投資してきた三菱商事や住友商事等の商社は、固定買い取り価格低下の太陽光から風力、地熱、バイオマスに再エネの投資先の主軸を移した。欧米や中国に遅れを取った日本の風力発電は、2015年末で303万8千kwの発電能力を20年代初めに1,000万kw、原発10基分にアップする計画を立てている(日本風力発電協会)。バイオマス発電は16年1月末で289万kwに現在建設中のものと合わせると20年代には332万kwになる。

メガソーラーは国の買い取り価格の低下によって20年度の電力市場は15年度の4割程度になるが、住宅向け発電(10kw未満)市場は20年度に倍増の200万kw、30年度に500万kwとなり、さらに産業用向け発電は20年度に400万kw、30年度に600万kwへと着実に伸びていくと調査結果は示している(調査会社富士経済)。太陽光、風力、バイオマスの総発電力は2020年には約2000万kwになり、原発20基分の電力が再エネ発電だけで得られるとは！私にとって新鮮な発見である。

再エネの発電能力に乾杯！

各地で原告の会が多彩でユニークな取組みを行っています。原告を増やすためにさまざまな工夫をしています。みんなの地域での活動の参考にしてください。

電力の地産地消への夢膨らむ

神埼の会世話人 汐待和子



原告を増やすにあたり母体となる「神埼原告団の会」を定例化することができずにいましたが、去年の8月にカフェという形で原発について学びあう「原発ゼロカフェ」、憲法について学びあう「憲法カフェ」の2つを立ち上げ、隔月ごとに開催することにしました。

神埼の新婦人の支部役員を中心にはそれぞれ2名で事務局を分担しています。通常50人ぐらいの人に電話をしながら、10人から多いときは30人ぐらいが参加しています。神埼市の原告数は218人、目標に対する達成率は400%ということで人口比でも見ても、大きな原告団を抱えています。

4月23日に「やま・かわ・うみ・そらフェスティバル」が佐賀でありました。その時、みやまスマートエネルギー株式会社の磯部社長の話を聞きました。早速ゼロカフェにも来ていただきました。30名近くが集まりました。

この会社は資本金2000万のうち55%を市、40%が九州スマートコミュニティ会社、5%を筑邦銀行が出しています。エネルギーの地産地消がスタートですが、

それに伴って電力の個人の使い方がすべてわかるので、一人暮らしの高齢者のところに市の見回り隊がすぐ行ける。高齢者の買い物を地域の商店街と連携しながら行う。高齢者以外にも、子どものショートステイとか、新婚家庭には家賃2万円補助し、若い世代を誘致する…そういうことも含めてさまざまな福利厚生が考えられています。市がやっている企業なので、広報は市長がやっています。原発による電気は買いたくないと思っていた私は、市が住民の命と福利厚生と電気を売る企業を立ち上げ、実働していることに感動しました。

私はこの仕組みを神埼町でできないだろうかと思いました。3月21日の佐賀新聞のアンケートで「再稼働賛成」と9割の自治体トップが答えていますが、神埼の松本市長は市民の安全に責任を持てないとして「反対」と意見を表明されています。市で避難計画を作れるわけないと考えていましたからです。私はとても心強い思いがしました。そんなこともあったので、さっそく市長を

訪ね「みやま市のように神埼でもできないか?」という話をしました。関わる課の課長5人をよんで話を聞いてくれました。「ご提案ありがとうございます。市でも検討したいと思いますので、自分たちはみやま市の関係者と会って、様子をよく聞いてみます」ということでした。

もう一つ考えたのは、太陽光の発電を積極的にされている三神ガスとの連携です。「2.6原告1万人記念フェス」のときはチラシを顧客全戸に配り、社長さんはカンパもしてくれました。5月24日は、三神ガスの社長が自分のところの役員を集めて、みやま市のエネルギー会社から来ていただいて、説明を聞く手はずになっています。さまざまな技術上の難しいところもあると思います。しかし神埼でできれば、原告と手をあわせながら地産地消、しかも地域が活性化するさまざまな福利厚生があわせてできるようなこのシステムをつくれたらいいなと思って、なんかちょっと夢を持ちながら反原発の運動ができるかなと思っています。

REPORT

九州玄海訴訟第17回口頭弁論傍聴記

国会事故調の委員を務められた崎山比早子さんは、意見陳述や報告集会の中で、原発の問題点をわかりやすく語られた。①福島第一原発1号～3号炉の耐震性は低く、耐震補強工事をしなくてはならないこと、そして津波で全交流電源が喪失し、ポンプの機能も失われ、炉心損傷に至る危険性があるということも東電や保安院等規制当局側はわかっていたのに、何の対策も取って来なかった。②原発事故が過酷事故にならないよう、もし過酷事故がおきてしまった場合には住民を被ばくから防護するための国際基準の導入を、原子力発電を推進する立場の国際原子力機関IAEAが勧告したのに、保安院が反対し、原子力防災訓練では過酷事故や複合災害は想定されてこなかった。③住民の防護対策のためにSPEEDIを整備し、原発事故が起きたときに放射性物質の拡散予測

を行い、避難に役立てるはずが、福島の事故ではこれを発表せず、多くの住民が被ばくさせられた、等々。

そして、何度も地震や津波のリスクに警鐘が鳴らされ、対応する機会があったにもかかわらず対策を先延ばした結果、福島の事故が起きたのに、フクシマの教訓を学ぶことなく、いまだに電力会社や原子力規制委員会は経済や自己の利益を優先させ、再稼働を進めていることに大きな危惧をもっていると凜とした声で訴えられた。崎山さんのお話は胸にストンと落ち、たくさんの情報が私の頭の中でひとつにまとまり「そう、これ以上、国や電力会社に騙されてだめだ」という思いが一層強くなった。

講演会では、「ひとりひとりが科学的根拠に基づいた判断力を身につけ、民主的で原発のない社会を築こう」と呼びかけられた。私はこれからも「原発再稼働なんてとんでもない！」「原発はいらないよね！」の声を拡げていきたいと思う。

[原発ゼロ 佐賀市の会事務局 野口佳代子]

今後の日程

第19回 提訴のご案内 8月10日(水)

13:00 佐賀県弁護士会館集合
今回の原告申込み締切8月5日

第18回 裁判のご案内 9月9日(金)

佐賀地方裁判所にて14:00～
佐賀県弁護士会館へ12:30に集合

- 弁護士会館の駐車場にはバスが入るので停められません。公共交通機関でお越しください。自家用車でお越しの方はお近くの駐車場に停めてください。
- バスを出す地域もあります。詳しくはお問合せください。
模擬法廷・報告集会の会場は未定です。決まり次第お知らせします。

第19回 裁判のご案内 11月18日(金)

佐賀地方裁判所にて14:00～
佐賀県弁護士会館へ12:30に集合
模擬法廷・報告集会はアバンセホール

お願い

支える会にぜひ、ご加入ください。会員のみなさんは今年の会費の納入をお願いします。

★会報を郵送するのに、1人あたり100円かかります。ぜひ、支える会に入会して経済的なご支援をいただきますようお願いします。支える会は、正会員(年会費3000円)と維持会員(年会費1万円)の2種類の会員があります。申込み書は弁護団のホームページからダウンロードできます。

年会費送金先

▼ゆうちょ銀行間の振込
口座記号番号 01760-6-90732
名義人 玄海原発訴訟を支える会 (ゲンカイゲンバツソショウヲササエルカイ)
▼他行からの振込
店名(店番) 一七九店(179)
口座番号 0090732

★会報不要の方はお申し出ください。会報はHPでもご覧になります。また、弁護団の弁護士が所属するお近くの事務所でもみることができます。

★郵送費節約のため、メールアドレス(携帯可)をお持ちの方はご連絡ください。携帯電話の方は下記アドレスの受信許可設定をお願いします。

★転居された方は新しいご住所・お電話番号をご連絡ください。

発行元/「原発なくそ！九州玄海訴訟」原告団・弁護団
発行責任者/長谷川照
発行日/2016年6月15日

事務局/佐賀中央法律事務所

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
TEL0952-25-3121 FAX0952-25-3123